

第 4 6 5 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 一 覧

H 3 0 . 1 2 . 5 追 加 提 案 分

区 分		議案No	議 案 名
議 案 (15件)	予 算 案 (11件)	1 2 6	平成 3 0 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 6 号) 人事委員会勧告に基づく給与費の補正 ① 補正額 480,804千円 ② 歳入歳出予算 11月補正後予算額 (第5号提案後) (a) 4,628億円 11月補正予算額 (第6号) (b) 5億円 補正後予算額 (a) + (b) 4,633億円 * 対前年度同期比 100.3% 【参考】平成29年度11月補正後予算額 4,619億円 ③ 財源 繰越金 471,108千円 地方交付税 9,696千円
		1 2 7 ～ 1 3 1	平成 3 0 年度 島 根 県 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) 外 4 特 別 会 計 補 正 予 算 人事委員会勧告に基づく給与費の補正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 1 2 7 国民健康保険 1 2 8 中小企業近代化資金 1 2 9 臨港地域整備 1 3 0 流域下水道 1 3 1 県営住宅 </div>
		1 3 2 ～ 1 3 6	平成 3 0 年度 島 根 県 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) 外 4 事 業 会 計 補 正 予 算 人事委員会勧告に基づく給与費の補正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 1 3 2 病院 1 3 3 電気 1 3 4 工業用水道 1 3 5 水道 1 3 6 宅地造成 </div>

区分	議案No	議 案 名									
条例案 (4件)	137	<p>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を受けて、職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>① 給料月額の上上げ</p> <p>② 勤勉手当の上上げ (+0.05月分)</p> <p>③ 医師又は歯科医師に係る初任給調整手当の支給月額の限度額の上上げ</p> <table border="1" data-bbox="497 510 1362 712"> <thead> <tr> <th>支給対象者</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの</td> <td>414,300円</td> <td>414,800円</td> </tr> <tr> <td>医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの</td> <td>50,700円</td> <td>50,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 宿日直手当の勤務1回に係る支給限度額の上上げ</p> <p style="text-align: right;">施行日：①③④公布の日 (平成30年4月1日から適用) ②公布の日 (平成30年12月1日から適用)</p>	支給対象者	改正前	改正後	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	414,300円	414,800円	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,700円	50,800円
	支給対象者	改正前	改正後								
	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	414,300円	414,800円								
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,700円	50,800円									
138	<p>県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を受けて、教育職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>① 給料月額の上上げ</p> <p>② 勤勉手当の上上げ (+0.05月分)</p> <p>③ 宿日直手当の勤務1回に係る支給限度額の上上げ</p> <p style="text-align: right;">施行日：①③公布の日 (平成30年4月1日から適用) ②公布の日 (平成30年12月1日から適用)</p>										
139	<p>市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を受けて、教職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>① 給料月額の上上げ</p> <p>② 勤勉手当の上上げ (+0.05月分)</p> <p>③ 宿日直手当の勤務1回に係る支給限度額の上上げ</p> <p style="text-align: right;">施行日：①③公布の日 (平成30年4月1日から適用) ②公布の日 (平成30年12月1日から適用)</p>										

区 分		議案No	議 案 名
	条例案 つづき	140	<p>特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 一般職の勤勉手当の改正に準じて、期末手当を引き上げ（+0.05月分）</p> <p>施行日：公布の日 （平成30年12月1日から適用）</p>